

静岡家庭裁判所委員会議事概要

(静岡家庭裁判所委員会庶務)

1 日 時 平成23年2月24日(木)午後3時30分～午後4時50分

2 場 所 静岡家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員)

池上直美, 海野フミ子, 奥田都子, 小栗正雄, 糟屋江美子, 末木宏典, 藤田美枝子, 望月弘敏(以上学識経験者), 熊田俊博, 福地繪子(以上弁護士), 竹花俊徳, 水谷美穂子(以上裁判官)

(事務担当者)

田島克彦(事務局長), 森下賢一(首席家庭裁判所調査官), 青木克仁(家事首席書記官), 吉山博仁(少年首席書記官), 平澤哲(主任家庭裁判所調査官), 山形敏之(訟廷管理官), 秦宏一(主任書記官)

(庶務)

池田友(総務課長), 笠原慎吾(総務課課長補佐)

4 議事内容等

(1) 議事に先立ち, 1月18日付けで新たに委員となった竹花俊徳静岡家庭裁判所長からあいさつがあった。

(2) 前回に引き続き, 成年後見制度の申立書類について検討をし, 委員から次のような意見が述べられた。

(○印: 委員発言, ◇印: 事務担当者発言。)

○ 日本語としてわかりにくい文章, 文法的におかしな文章があるので, 検討された方がよいのではないか。

○ 法律の専門家でない一般の方がこれを読んでどれだけわかるのか疑問である。どこをどう変えたらいいということではないが, 例えば「被後

見人」という用語などはわかりにくいのではないか。

- 「被後見人」という言葉を「本人」とすればわかりやすいかもしれないが、言葉の正確性としてどうかという点もあり難しい問題である。
- ◇ 全体をみた上で、わかりやすくなるよう今後検討していきたい。
- 誰を対象としているかがよくわからない。専門家でなく一般の人に向けたものであるならば、多少長くなっても専門用語をできるだけ排除し、わかりやすい言葉を使う努力が必要である。
- ◇ 一般の方々を意識して作っているつもりであるが、いただいたご意見を参考に再度見直していきたい。
- ここに書かれている書類がどうしても手に入らないときはどうなるのか。
- ◇ 裏付け資料として用意してもらっているが、ここに書かれている書類をどうしてもすべてそろえなければならないわけではなく、紛失したり、手に入らないものについては、選任後に成年後見人が取得することもある。
- 鑑定費用を申立人が用意しておく旨の記載があるが、これは最終的には被後見人が支払うことになるのか。
- ◇ 鑑定費用は申立人の負担であるが、被後見人に資産があれば申立人が被後見人の負担にしてほしい旨申し立てることもできるし、成年後見人が選任された後に申立人の求めに応じて成年後見人が精算して申立人に支払っているケースもある。

(3) 成年後見人が行う後見事務の許容範囲について、事例を挙げて意見を聞いたところ、委員から次のような意見が述べられた。

- ア 被後見人の一人娘の結婚費用または大学進学費用を被後見人の財産から支出することの相当性について
- 結婚するということは自分たちで何でもできるということであるから、

結婚費用は子供が賄うべきである。被後見人の収支が赤字で財産が乏しくなっているような場合にまで、子どもに対し、被後見人の財産から支出すべきではない。

- 被後見人の毎月の収支が赤字であるが、被後見人の子どもに結婚費用を支出したい場合には、金額に拘らず、思いを伝えられるような額、方法を考えることもできるのではないか。
- 被後見人の毎月の収支が赤字で被後見人の財産が乏しい場合は、そこから支出すべきではない。もっとも、被後見人の財産から子供に貸し付け、子どもが働いてから返させるということも考えてよいのではないか。
- 後見制度の趣旨から考えると、被後見人の今後の生活の見通しが立たないような場合にまで家族の費用を支出する必要はないのではないか。
一方、お金がいっぱいある場合にまで支出を制限する必要はないのではないか。毎月の収支が黒字であれば出してもよいのではないか。
- 被後見人に沢山お金があり、相続予定者間で平等に使うのであれば、相続の先取的に被後見人の財産から支出することも構わないのではないか。

イ 孫へのお年玉等を被後見人の財産から支出することの相当性について

- 地方により様々な慣習があるので、慣習について十分に理解しないと、被後見人の財産から支出してよいかどうかの判断は難しい。
- 親戚付き合いもあるので、被後見人の毎月の収支が赤字であったとしても、祝儀や香典などへの支出は認めるべきではないか。被後見人の生活があるといっても、そこまで出さないとまわりから特異な目で見られてしまう。

- (4) 地裁・家裁委員会に提言する市民の会が実施したアンケートに対して回答することとして、回答内容について確認した。
- (5) 次回静岡家庭裁判所委員会における意見交換のテーマについて、引き続き成年後見制度，特に，成年後見人が行う後見事務の許容範囲及び成年後見制度の広報の在り方等を意見交換のテーマとすることとした。

以 上